

令和6年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和6年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和6年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。
なお、額についてはR7.3.13現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動します。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領の通知（※1）に記載の施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児			285,250	273,840	224,810	281,890	281,890	281,890	281,890	203,910	203,910	209,240
	3歳児			216,810	205,400	224,810	223,320	223,320	223,320	223,320	203,910	203,910	209,240
	4歳以上児			206,940	195,530	205,230	203,740	203,740	203,740	203,740	194,040	194,040	199,370
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 0歳児			253,830	253,830	253,480	251,030	253,480	253,650	253,480	253,480	253,480	264,320
				244,760	244,760	244,410	242,050	244,410	244,580	244,410	244,410	244,410	255,250
	標準時間 1・2歳児			159,540	159,540	159,190	157,680	159,190	159,360	159,190	159,190	159,190	170,030
				150,470	150,470	150,120	148,710	150,120	150,290	150,120	150,120	150,120	160,960
	標準時間 3歳児			104,480	94,780	113,540	112,680	113,540	113,710	113,540	94,430	94,430	105,270
				95,410	85,710	104,470	103,710	104,470	104,640	104,470	85,360	85,360	96,200
	標準時間 4歳以上児			95,070	85,370	94,720	94,050	94,720	94,890	94,720	85,020	85,020	95,860
				86,000	76,300	85,650	85,070	85,650	85,820	85,650	75,950	75,950	86,790

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども			4,800	4,800	4,800	4,560	4,800	4,800	4,800	4,560	4,320	4,800
2号認定子ども			4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額） 「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額